

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
事業所母集団データベース	<p>① 総務省は、基礎統計の拡充・改善のスケジュールに合わせ、SUTなどの各種統計作成の基盤となるビジネスレジスターについて、精度向上の観点から、国税庁法人番号公表サイトの利用と併せ、法人番号の通知状況等といった行政記録情報を活用し、効率的にカバレッジの拡大を図るとともに、ローリング調査や（独）統計センターにおけるプロファイリングの実施など、法制面を含め着実な整備を図る。</p> <p>② ビジネスレジスターやプロファイリングを活用した経済統計調査の集約。</p> <p>③ 報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動を通じた支援を強化。</p>
	<p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>④ 平成 28 年経済センサス - 活動調査と平成 33 年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。（平成 27 年度末までに結論を得る。）</p> <p>⑤ 年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。</p> <p>⑥ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。（平成 26 年度から順次実施する。）</p> <p>⑦ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。（平成 26 年度から順次実施する。）</p> <p>⑧ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。（平成 26 年度から実施する。）</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>〈平成26年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）〉（1 法人企業統計）</p> <p>本統計の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数にかい離があるため、今後、このかい離の要因を関係省庁と連携して詳細に</p>

	<p>検討する必要がある。(平成29年3月末までに結論)</p> <p><平成27年度統計法施行状況に関する審議結果(上半期審議分)>(1 経済センサスー活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備)</p> <p>従来の統計調査員の調査では捕捉しにくいインターネット活動中心の企業の経済活動が拡大している状況を踏まえ、把握対象とする事業所概念の見直しや、このような企業の捕捉方法の検討が必要である。また、法人企業に付与された法人番号を事業所母集団データベースの母集団情報に活用した、更なる母集団情報の精度向上についての検討も必要である。</p> <p><毎月勤労統計調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ></p> <p>事業所DBにおける官公営事業所の情報更新の充実を図るよう、所管の総務省において、適切な提供時期などについて、関係者との調整や検討を促進することを強く期待する次第です。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>①②③④ 母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査の在り方については、今後、企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく取組に変更する方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「企業の組織構造の変化や事業所の開業・廃業状況を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた。</p> <p>官公営事業所の把握については、経済センサス - 活動調査において詳細に調査し、中間年においては経済センサス - 基礎調査で新設・廃業を確認することにより、情報更新の充実を図る方向で検討中。</p> <p>⑤ 年次フレームについては、平成25年から毎年度作成し、関係府省等に対して提供しているところ。</p> <p>事業所母集団データベースから各府省に提供する共通事業所コードの保持について、関係府省と連携を図り、その状況を把握し、必要な調整及び支援を実施している。</p> <p>①②③⑥ 企業組織構造の変化を経常的に確認する方法については、母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査において、以下のとおり実施するものとする方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「企業組織構造の変化を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた(平成31年度から実施予定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な企業グループ等について、本所・支所等の企業構造と売上高、従業員数などの企業活動状況に関する基本的事項を経常的に把握する。 ・これを効率的かつ効果的に行うプロファイリング活動として、主要な企業グループのトップに位置する企業に対して専任の担当職員を当て、企業等の中核的な情報や組織構造を把握するとともに、このための人材育成及び体制整備を行う。【継続実施】 <p>当該方針の具体化に当たっては、(独)統計センターと協力して検討中。</p> <p>⑦ 事業所・企業の実態を把握する統計及び事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計については、経済センサス - 基礎調査の抜本的な見直しに伴い、地域別、属性別、規模別等の事業所数等を把握する統計を小地域単位で毎年度作成するとともに、地域特性に応じた</p>

	<p>特別集計などを柔軟かつ機動的に行うことを目指すという方針を平成28年7月に統計委員会に報告し、同委員会における審議の結果、本方針は「事業所の開業・廃業状況を適時的確に把握すること等に資するもの」とされた（平成31年度から実施予定）。</p> <p>また、地理情報の活用等については、事業所母集団データベース研究会等において検討を行い、平成31年経済センサス - 基礎調査試験調査において調査員用携帯端末を用いて緯度経度情報を取得することとした。【実施済み】</p> <p>⑧ 平成26年9月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、学識者、内閣官房（情報通信技術(IT)総合戦略室）及び国税庁の協力を得て、法人番号制度の動向や概要等について、構成員間での情報共有を図った上で、①企業活動を産業横断的に把握する統計と法人番号活用との関係整理、②法人番号の活用や活用上の課題整理、③事業所母集団データベースに格納された情報と法人番号とのマッチング処理や各統計調査実施府省における具体的な取組方法等について、順次検討を進め、最終的な検討結果を「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議結果報告書」として平成29年3月23日に取りまとめた。</p> <p>① 平成31年度からのローリング調査においては、国税庁法人番号公表サイト等の行政記録情報を反映させた名簿を使用し、32年度までに全ての事業所の新設・廃業を確認する予定。</p> <p>○ 事業所母集団データベースのシステム更改や見直しに合わせ、最新の情報を反映した暫定母集団を随時提供できるように改善する予定。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 事業所・企業の実態を把握する統計及び事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着眼した統計については、国民経済計算体系的整備部会で審議済み。(⑦)</p> <p>○ 年次フレームについては平成25年から毎年度作成していること、共通事業所コードの保持については関係府省と連携を図り必要な調整及び支援を実施していることは評価できる。しかし、総務省は、事業所・企業や各種法人等に関する統計調査を実施する府省と連携して、母集団名簿としての年次フレームの活用にかかる課題等を整理し、その結果を踏まえ、年次フレームが統一共通名簿として一層利用されるために必要な情報等を検討する必要があるのではないか。(⑤)</p> <p>○ 母集団情報の整備のための統計調査である経済センサス - 基礎調査については、平成31年度から調査方法等の変更を計画しており、ローリング調査の導入、別途プロファイリングの実施等を行うこととされている。これらを着実に実行し、事業所母集団データベースの整備を推進する必要があるのではないか。(①、②、③、④、⑥)</p> <p>○ 法人番号の把握・活用については、総務省及び各府省においてその把握・活用に取り組むこととされているため、今後は、更に効率的・効果的に母集団情報を整備するため、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報について検討する必要があるのではないか。(⑧)</p> <p>○ 法人企業統計の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数の乖離については、平成33年度までにかい離の解消に向けた取組を進めることは評価できるため、当該取組を着実に実施する必要があるのではないか。</p>

<基本的な考え方>

- 総務省は、平成31年度から見直し後の経済センサス - 基礎調査によるローリング調査の実施や、(独)統計センターにおけるプロファイリング活動の実施に向けた取組を進めることにより、引き続き、全事業所・企業に係る母集団情報の更なる整備を図る。なお、プロファイリング活動については、事前に把握する情報、把握方法等に関し具体的検討を行った上で実施する。
- 各府省は、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録する。また、総務省は平成31年度から法人番号を活用し統計調査結果以外のデータの収集を図ること等を実施し、更なる母集団情報の整備を行う。
- 総務省及び関係府省は、平成30年度までに、農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体、建設業許可事業者名簿掲載企業に関する情報を事業所母集団データベースに登録することに関して結論を得る。また、総務省は、事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報、決算等の企業公表情報等の情報更新・活用、行政記録情報や民間データの活用、レジスター統計の集計方法について検討を行う。
- 総務省及び財務省は、平成33年度までに、法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離についてその要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討し、結論を得る。
- 総務省は、月次・年次調査の標本抽出に資する事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供に関して平成30年度までに結論を得る。また、総務省は、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、母集団名簿としての年次フレームの活用にかかる課題等を整理し、その結果を踏まえ、年次フレームが統一共通名簿として一層活用されるために必要な情報等について、平成33年度までに結論を得る。

備考(留意点等)